

指定障害児通所支援事業者の指定・監査業務の事務・権限等の移譲により見込まれる効果

このパブリック・コメントは、千葉県より指定障害児通所支援事業者の指定・監査権限の移譲を受けるにあたり制定する条例に関する意見を募集するものですが、参考として、どのような効果を見込んで権限が移譲されるのか、現状との比較にて下記にお示ししますのでご意見の参考にしてください。

現状①

障害児通所支援事業者の指定等の権限は都道府県にあり、利用者から中核市へ問い合わせがあっても、その対応は都道府県で行っており包括的・一体的な対応ができない。



移譲後は・・・

指定等の権限と、給付費等の支給決定の権限を併せ持つことにより、事業者・利用者に関する把握や関係者への対応を包括的・一体的に行うことができる。

現状②

障害児通所支援事業（放課後等デイサービスなど）と障害福祉サービス事業（生活介護など）の多機能型事業所の指定・監査のときは、多機能型事業所のうち障害児通所支援事業の人員・設備基準は都道府県の確認となり、障害福祉サービス事業は中核市となるため包括的・一体的事務が遂行できない。



移譲後は・・・

多機能型事業所の指定・監査において、全て中核市の権限における確認となり、包括的・一体的に事務が遂行できる。

現状③

市内でサービスの区分により、事業者の指定権限が異なることは、指定申請を行う事業者にとって、分かりづらい状況。



移譲後は・・・

指定障害児通所支援事業者についても、障害福祉サービス事業者と同様、中核市が申請先となり分かりやすい。

国の基準の種類について

条例で定めるべき国の基準は以下の3種類に分類されています。

基準の種類	考え方	主な内容
従うべき基準	省令で定める基準に必ず適合しなければならないもの。その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることはできるものの、異なる内容の基準を定めることはできない。	人員基準（補足資料③参照） 運営基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供拒否の禁止 ・ 身体拘束等の禁止 ・ 虐待等の禁止 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応
標準とすべき基準	省令で定める基準を標準として定めるもの。合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じて基準と異なる内容を定めることができる。	運営基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員（補足資料③参照）
参酌すべき基準	省令で定める基準を参酌するもの。基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる。	設備基準（補足資料③参照） 運営基準 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供困難時の対応 ・ サービスの提供の記録 ・ 児童発達支援計画の作成等 ・ 児童発達支援管理責任者の責務 ・ 緊急時等の対応 ・ 勤務体制の確保等 ・ 定員の遵守 ・ <u>非常災害対策</u> ※を参照 ・ 衛生管理等 ・ 苦情解決 ・ 記録の整備

※ 市の条例（案）で非常災害対策の周知範囲を拡大した理由

心身の状態により支援が必要な障害児が通う施設においては、非常災害時の連携やその対応をより一層強化する必要があることから、非常災害対策計画の周知範囲も事業者の従業員のみならず、利用する障害児とその家族まで広げます。なお、児童発達支援、放課後等デイサービスのガイドラインにおける非常災害対策では保護者への周知が加えられておりますが、本条例（案）においては、非常災害時の避難方法や避難先、連絡体制などについて、障害児を含めその家族に対して周知することで安心・安全を図ることとしたものです。

障害児通所支援事業に関する人員、設備及び定員基準一覧

人員、設備及び定員の基準については、国及び千葉県と同様の基準とし、次のとおりとします。

1 児童発達支援又は放課後等デイサービス

人員基準【従うべき】	従業者	主として重症心身障害児以外を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合	
		児童指導員 保育士 障害福祉サービス経験者	①1人以上は常勤 ②単位ごとにサービス提供時間を通じて、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(2年以上従事)の合計数が次の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ○障害児の数が10人まで:2人以上 ○10人を超えるもの:2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ③上記②のうち、児童指導員又は保育士を半数以上 ※機能訓練担当職員をサービス提供時間を通じて専従で配置している場合は、上記の合計数に含めることは可	嘱託医 看護職員 児童指導員又は保育士 機能訓練担当職員	1人以上 1人以上 1人以上 1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)		児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合(必要に応じて配置)			
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの(支障がない場合は他の職務との兼務可)			
設備基準【参酌】	・指導訓練室(訓練に必要な機械器具等を備えること) ・専ら当該児童発達支援又は放課後等デイサービスの事業の用に供すること(支援に支障がない場合は共用可)				
定員【標準】	10人以上(主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上)				

2 児童発達支援センターで行う児童発達支援

人員基準【従うべき】	従業者	嘱託医	1人以上	-	
		児童指導員及び保育士	○単位ごとに総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ○児童指導員:1人以上 ○保育士:1人以上	機能訓練担当職員の数に総数に含めることができる	
		栄養士	1人以上	障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる	
		調理員	1人以上	調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる	
		児童発達支援管理責任者	1人以上	-	
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合(必要に応じて配置)	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる	
		主として難聴児を 通わせる場合	言語聴覚士	指定児童発達支援の単位ごとに4人以上	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる
			機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合(必要に応じて配置)	
		主として重症心身 障害児を通わせる 場合	看護師	1人以上	児童指導員及び保育士の総数に含めることができる
	機能訓練担当職員		1人以上(必置)		
管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務との兼務可)				
設備基準【参酌】	指導訓練室	定員:おおむね10人 【従うべき】障害児1人当たりの床面積:2.47㎡以上 ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く			
	遊戯室	【従うべき】障害児1人当たりの床面積:1.65㎡以上 ※主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合は除く	主として重症心身障害児を通わせる場合は設けられないことができる (支援に支障がない場合)		
	屋外遊戯場	事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む			
	医務室・相談室	要設置			
	調理室・便所	要設置			
	静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合			
	聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合			
	その他	・児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 ・専ら当該児童発達支援センターの事業の用に供すること(支援に支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可)			
定員【標準】	10人以上(主として重症心身障害児を通わせる場合は5人以上)				

3 医療型児童発達支援

人員基準 【従うべき】	従業者	診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数
		児童指導員	1人以上
		保育士	1人以上
		看護職員	1人以上
		理学療法士又は作業療法士	1人以上
		児童発達支援管理責任者	1人以上
		機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合(必要に応じて配置)
	管理者	・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務との兼務可)	
設備基準 【参酌】	【従うべき】※医療法に規定する診療所に必要とされる設備		専ら当該医療型児童発達支援の事業の用に供すること (支援に支障がない場合は ※印を除き他の社会福祉施設との兼用可)
	指導訓練室		
	屋外訓練場		
	相談室		
	調理室		
	浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備		
	階段の傾斜は緩やかにする		
定員【標準】	10人以上		

4 保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援

人員基準 【従うべき】	従業者	①訪問支援員 ※居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者	訪問支援を行うために必要な数
		②児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上)
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (上記①及び②を併せて兼ねる場合を除き、他の職務との兼務可)	
設備基準 【参酌】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設ける ・保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 ・専ら当該保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること(支援に支障がない場合は共用可) 		